

答 申 第 8 1 号

平成 22 年 9 月 30 日

兵庫県知事 様

情報公開審査会

会長 錦織 成史

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 22 年 7 月 5 日付け諮問第 21 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

国の不正を正さない特権を記載した公文書等及び自公政権は厚労省に支配され、大臣印を黄門の印籠として悪用させ、国民の命に関わる犯罪を犯させた公文書等

## 答 申

### 第1 審査会の結論

本件事案について、兵庫県知事が非公開とした判断は妥当である。

### 第2 諮問経緯・対象公文書の特定

#### 1 公文書の公開請求（第1次）

平成21年10月5日、異議申立人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

平成21年10月16日、実施機関は、公文書非公開決定処分（以下「本件処分（第1次）」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

#### 3 異議申立て

平成21年12月15日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分（第1次）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て（第1次）」という。）を行った。

#### 4 補正命令

平成22年1月19日、実施機関は、行政不服審査法第48条で準用する第21条の規定により、本件異議申立て（第1次）に対して補正を命じた（以下「本件補正命令（第1次）」という。）。

#### 5 補正書

平成22年2月5日、異議申立人は、本件補正命令（第1次）に対して、補正書を提出した。

## 6 公文書の公開請求（第2次）

平成22年4月6日、異議申立人は、条例第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

## 7 実施機関の決定

平成22年4月20日、実施機関は、公文書非公開決定処分（以下「本件処分（第2次）」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

## 8 異議申立て

平成22年6月16日、異議申立人は、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分（第2次）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て（第2次）」という。）を行った。

## 9 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、次のとおりである。

### (1) 対象公文書（第1次）

文書で法令（後発医療用具）通り指導。国の公文書虚偽記載と法令違反を認めている。国の不正を正さない「特権」を記載した文書。どうすれば許可か？尚、行政不服審査法1. 行政庁の違法・・・の行使。2、他の法律の特定の定めのある場合を除く。

### (2) 対象公文書（第2次）

自公政権は厚労省に支配され、「大臣印を黄門の印籠」として悪用させ「国民の命に関わる犯罪」を犯させた。8年、100回以上の公文書虚偽記載。民主政権 長妻大臣他的大臣印使用判断を確認する・・・詳細は別紙 「法は破るもの、大臣印は犯罪の道具。そっと見守る大臣」を歴史に残す。「犯罪事実は明らか、証拠有るも結果的に帮助」できる理由又は公文書開示

## 10 諮問

平成22年7月5日、実施機関は、条例第17条の規定により、兵庫県情報公

開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立て（第1次及び第2次）に対する決定について諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立て（第1次及び第2次）の趣旨は、本件処分（第1次及び第2次）の変更あるいは取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書（第1次及び第2次）、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立て（第1次及び第2次）の理由は、次のとおり要約される。

##### (1) 対象公文書（第1次）について

告示112号。同じ（まったく）は不可能な法である。認証機関がビビリ判断できないので、厚労省に判断を求めるもしない。厳密に正確な正弦波は無く、入力と出力は微妙に異なる。ゆえに告示118号。は、ほぼ（だいたい）である。・・・永久に申請できない。

「命を守りたい・新しい公共」を有言実行して下さい。法を熟知し、指導監督する立場の公務員が、法を弄び「国民の健康になる権利を奪う」と言う、近代まれに見ない悪質な犯罪で、「多数の国民が死亡」しております。詳細は送付済の「民が国を変える222頁・3万部配布。国の犯罪何が何でも裁く・10万部配布」参照下さい。

百万人に近い、近代化の恩人、故政木博士の信奉者が内容を承知しており「国民感覚の視点・真実を明らかにして法を守らせる」ことを求めています。

またもや「厚労省の問題である。不適法。不開示は妥当・・・大臣（知事）印」で結果的に犯罪を先送りする場合は、「国民の裁きを求め実力行使」することを宣言します。

## (2) 対象公文書（第2次）について

国の闇「病が癒え過ぎたと犯罪を宣言実行」。犯罪事実は明らか、不可能な法で申請する権利すら奪う。証拠「認めた TEL（録音）、FAX。公文書、答申・・・」があるのに犯罪事実に触れず、結果的に共犯できる「理由又は公文書の開示」

## 第4 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

公文書公開請求書の「公開請求する公文書の件名又は内容」欄における異議申立人記載の意味するところが判然とせず不明であった。このため、実施機関は、当該文書を作成も取得もしていないので保有していないとして、本件処分（第1次及び第2次）を行ったものである。

この際、実施機関としては、公開請求対象文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるなどの形式上の不備が明らかである場合には、条例第5条第3項の規定により相当の期間を定めて当該請求の補正を求めるか、公開しない旨の決定をする必要があるが、本件については仮に補正を求めるとしても、本件請求がそもそも意味不明であるため、記載が不十分などの理由により補正の対象とすべき範囲を超えていることから、本件請求について補正での対応は困難であると判断したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 対象公文書の保有の有無について

(1) 実施機関は、「公開請求する公文書の件名又は内容」欄の記載が判然とせず不明であったが、対象公文書を作成も取得もしていないとして、非公開としたものである。

当審査会においても、実施機関に対し、公開請求の経過及び公開請求内容の解釈による対象文書の特定可能性につき、詳しい説明を求め、また、異議申立人から提出された資料や陳述の結果を加えて、対象公文書の特定可能性につき検討した。本件については、特定の機器についての承認をめぐる長い期間にわたる争いを背景とした事件であるという事情は認められるが、本件対象公文書を特定する手がかりは得られなかった。

- 2 したがって、実施機関が公開しない旨の判断をしたことは妥当であり、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 審 査 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
2 2 . 7 . 5	・ 諮問書の受領
2 2 . 7 . 1 2	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
2 2 . 7 . 2 0	・ 異議申立人の意見書の受領
2 2 . 8 . 2 (第215回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
2 2 . 9 . 1 0 (第216回審査会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
2 2 . 9 . 3 0	・ 答申